〇公益財団法人厚木市環境みどり公社駐車場管理規程

平成25年11月18日
規程第７号

最近改正　2026年10月14日規程第５号

（趣旨）
第１条　この規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条第２項に基づき、公益財団法人厚木市環境みどり公社が設置する有料駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。
（名称及び所在地）
第２条　駐車場の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　中町立体駐車場
（２）所在地　厚木市中町１丁目４番２号
（管理者の名称等）
第３条　駐車場管理者（以下「管理者」という。）の名称及び所在地並びに代表者は次のとおりとする。
（１）名　称　公益財団法人厚木市環境みどり公社
（２）所在地　厚木市長谷６２６番地１
（３）代表者　公益財団法人厚木市環境みどり公社理事長
（駐車場の利用）
第４条　駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ、駐車場を利用する者とする。
（営業時間）
第５条　駐車場の営業時間は、24時間とする。
（営業休止等）
第６条　管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避を行うことができる。
（１）自然災害、火災、浸水による施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
（２）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
（３）工事、清掃又は設備点検等を行うため必要があると認められる場合
（４）前各号に掲げる場合のほか、管理運営上緊急の措置をとる必要があると認められる場合
（駐車できる車両）
第７条　駐車場に駐車することのできる車両は、次のとおりとする。

駐車場所	車両の種類	制限基準（単位：m）		
		長さ	幅	高さ

駐車場建物内	普通自動車 軽自動車	以内 5.3	以内 1.9	以内 2.0
屋外バイク 定期駐車場	大型自動二輪車 普通自動二輪車	2.7	1.4	―
屋外原付バイク 定期駐車場	道路運送車両法第２条第３項に規定される原動機付自転車	1.9	0.8	―

備考　側車付自動二輪車及び三輪の自動車を除く。

（利用形態）

第８条　駐車場の利用の形態は、時間単位による時間制駐車及び１箇月単位とした定期駐車とする。

（駐車期間の制限）

第９条　利用者は、管理者が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き１週間を超えて駐車させてはならない。ただし、有効期間内の第12条の定期駐車券による利用者は、この限りではない。

（時間制駐車料金）

第10条　時間制駐車料金は、車両１台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種　別	時間帯	料金の額（上限額）
普通駐車	７時から21時まで	30分までごとに　200円 最大　2,000円
夜間駐車	21時から７時まで	60分までごとに 200円

（税込）

（時間制駐車料金における駐車時間）

第11条　時間料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

２　駐車時間が前条に規定されている各利用区分にまたがる場合は、各利用区分ごとの単位時間未満の駐車時間であっても、各利用区分ごとの駐車料金として計算する。

３　同一の自動車の駐車が複数日に及ぶときは、前条に規定される利用区分が繰り返し適用される。

（定期駐車券及び定期駐車料金）

第12条　定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（１）定期駐車料金は、次の表の額を上限として、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種　類	種　別	料金（消費税込み）
定期駐車Ⅰ	自動車定期	１箇月　28,000円
定期駐車Ⅱ	屋外バイク定期	１箇月　7,000円

定期駐車Ⅲ	屋外原付バイク定期	１箇月	6,000円

（税込）

（回数駐車券等の発行）

第13条　管理者は、利用者に次に掲げる券を発行することができる。ただし、第２号の券については、その発行を制限することができる。

（１）回数駐車券

（２）利用券

２　管理者は、必要があると認めるときは、普通駐車の料金から割引をした額をもって前項の券を発行することができる。

（料金の徴収方法等）

第14条　時間制駐車料金は、出庫の際に徴収する。

２　第12条及び第13条に規定する券の料金については、これを発行するときに徴収する。

３　前項の規定にかかわらず、管理者が認めたときは、発行後30日以内に指定金融機関に振り込むことができるものとする。

（料金の減免）

第15条　次の各号のいずれかに該当する車両を駐車させる場合においては、料金を免除する。

（１）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急車両

（２）駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が、緊急を要する公務を行うために使用する車両

２　前項に規定するもののほか、管理者が特に必要と認める車両を駐車させる場合には、免除又は減免することができる。

（料金の不還付）

第16条　既納の料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

（１）第６条の規定により、駐車場の全部又は一部の営業を休止等したとき。

（２）前号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき。

（駐車位置の変更）

第17条　管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車の拒否等）

第18条　管理者は、駐車場が満車のときは駐車券の発行を停止するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

（１）発火性又は引火性の物品等危険物を積載しているとき。

（２）駐車場の施設及び設備等を損傷又は汚すおそれのあるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、駐車場の管理上、支障があるとき。

（禁止行為）

第19条　駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）他の車両の駐車を妨げること。

（２）駐車場の施設又は駐車中の車両を汚損し、又は破損するおそれのある行為をするこ

と。
（３）火気を使用すること。
（４）みだりに騒音を発すること。
（５）前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。
（損害賠償）
第20条　駐車場の施設等を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
２　管理者は、利用者等によって生じた損害については、その責めを負わない。
３　管理者は、駐車中の車両又は積載物について、天災、地変その他管理者の責めに帰さない理由によって生じた損害については、その責めを負わない。
（引取りの請求）
第21条　第９条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了又は解約となった日から起算して１週間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。
２　前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、当該車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、指定する日までに当該車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は申立てをしないものとする。
３　前項の目的を達成するため、管理者は、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、当該車両（車内を含む。）を調査することができる。
４　第１項及び第２項により管理者が指定する日までに利用者又は所有者等による当該車両の引取りがなされないときは、利用者又は所有者等は引取りを拒絶したものとみなす。
（車両の移動）
第22条　管理者は、前条第２項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場内において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。
（車両の処分）
第23条　管理者は、第21条第２項に規定する請求を行った日から起算して３箇月を経過した後、利用者又は所有者等による引取りがされない場合にあっては、公正な第三者を立ち会わせて当該車両の売却又は廃棄の処分を行うことができる。
（委任）
第24条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成26年２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（公益財団法人厚木市環境みどり公社駐車場管理規程の廃止）

2　公益財団法人厚木市環境みどり公社駐車場管理規程（平成19年財団法人厚木市環境みどり公社規程第７号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この規程の施行日前に旧規程に基づく定期駐車券を利用している場合にあっては、平成26年３月31日までの料金の額は、なお、従前の例による。

4　旧規程に基づき発行した回数駐車券及び利用券は、この規程の施行日後も使用することができる。

附　則（平成28年規程第３号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規程第６号）

この規程は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成29年規程第４号）

この規程は、平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成30年規程第５号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年規程第７号）

この規程は、平成30年６月１日から施行する。

附　則（2023年規程第４号）

（施行期日等）

1　この規程は、2023年12月１日から施行する。ただし、第12条の表中に規定する定期駐車Ⅰ及び定期駐車Ⅱの料金の規定は、2024年４月１日から施行する。

2　この規程による改正後の公益財団法人厚木市環境みどり公社駐車場管理規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行日前においても行うことができる。

附　則（2026年規程第５号）

（施行期日等）

1　この規程は、2026年11月１日から施行する。ただし、第12条の規定は、2027年４月１日から施行する。

2　この規程による改正後の公益財団法人厚木市環境みどり公社駐車場管理規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行日前においても行うことができる。